

○甲南大学平生記念セミナーハウス使用規程

平成10年1月9日

常任理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学平生記念セミナーハウス管理運営規程に基づき、甲南大学平生記念セミナーハウス(以下「セミナーハウス」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用の基本)

第2条 このセミナーハウスの使用は、甲南大学の教育及び学術研究の向上発展に資するものとする。

(使用者の範囲)

第3条 セミナーハウスを使用できる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 甲南大学学生及び甲南高等学校・中学校生徒
 - (2) 甲南学園専任教職員
 - (3) 甲南学園同窓生
 - (4) 前各号に準ずる者及びその他、理事長の認めた者
- 2 セミナーハウスに宿泊できる者は、前項第1号及び第2号並びに学術研究及び教育研究活動にかかわるものに限る。ただし、特に理事長が認めた場合は、この限りではない。

(使用責任者)

第4条 前条第1項第1号の使用は、演習・語学等のクラス単位の正課授業及び文化・体育活動の場合とし、正課授業の場合は、担当教員が責任者となり、文化・体育活動の場合は、使用団体責任者がその責任者となる。ただし、高等学校・中学校の文化・体育活動にあつては、担当顧問がその責任者となる。

2 前条第1項第2号の使用は、組織の単位によりその長が責任者となつて研修等を行う場合とする。

3 前条第1項第3号及び第4号の使用は、前各項に準ずる。

(使用手続)

第5条 セミナーハウスの使用を希望するときは、責任者において所定の使用申込書に必要事項を記入し、使用料を添えて使用日の1年前から10日前までに申し込むものとする。ただし、正課授業及び学生・生徒の文化・体育活動を優先することがある。

2 第3条第1項第3号及び第4号にあつては、6箇月前から10日前までとする。

(使用料)

第6条 セミナーハウスの使用料は、施設使用料、設備使用料及び宿泊料とし、その料金は別に定める。

(施設使用料、設備使用料及び宿泊料の返還)

第7条 既納の施設使用料、設備使用料及び宿泊料は、特別の事情のない限り、使用日の6日前までにその使用を取消し、又は変更の申し出がない限りこれを返還しない。ただし、天変事変などの事情により使用者の責に帰さない場合は、この限りではない。

(使用時間)

第8条 セミナーハウスの使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 日帰り使用の場合 午前9時から午後9時まで
- (2) 宿泊使用の場合 午後5時から翌朝午前9時までとし、原則として1週間以内とする。

(使用変更)

第9条 使用申込者は、申込後、使用の取消し又は使用内容の変更がある場合、使用日から6日前までにその旨を連絡しなければならない。

(使用の拒否)

第10条 使用者が、次の各号に該当する場合、管理者は、その使用を拒否することができる。

- (1) 秩序を乱し、近隣及び他人の迷惑となる行為をした場合、又はその恐れがある場合
- (2) 諸規則、注意事項及び管理者の指示に従わない場合
- (3) 使用申込書に虚偽の記載をした場合、又は使用申込書を不正に使用した場合
- (4) その他、管理責任者が不相当と認めた場合

(使用者の遵守義務)

第11条 使用者は、施設保全のため次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 秩序・風紀を乱し、近隣及び他人に迷惑を与えないこと。
- (2) 建物、設備、什器備品等を破損、汚損しないこと。
- (3) 設備、什器備品等を許可なしに移動しないこと。
- (4) 指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 危険物を持ち込み使用しないこと。
- (6) 許可なくして建物内にビラ等を配付し、又はポスター等を掲示しないこと。
- (7) 申込み以外の集会を行わないこと。
- (8) 割当られた宿泊室、ゼミナール室以外の室を使用しないこと。

- (9) 立入禁止区域に入らないこと。
- (10) その他、遵守義務に違反しないこと。

2 前項の遵守義務に違反した者は、使用を停止し退出させる。

(使用者の通報義務)

第12条 使用責任者は、次の場合、直ちに管理者を通じて管財部へ通報しなければならない。

- (1) 建物、設備、什器備品等を滅失、破損又は汚損した場合
- (2) 火災、風水害、盗難、その他の異変があつた場合
- (3) その他、緊急処置が必要と認められる事由が発生した場合

(損害賠償)

第13条 使用者が、故意又は重大な過失により建物及び什器備品等を破損、滅失、若しくは、甚だしく汚損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成10年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行し、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。